

とき 3月30日(土)、4月6日(土) 9時～15時

ところ 市役所 1階 市民課

問い合わせ 市民課 ☎09134・9135

転入・転出・転居が集中する3月下旬と4月上旬の土曜日に臨時窓口を開設します。臨時窓口で受け付けるのは、市民課で扱う業務のみです。他機関への問い合わせや確認が必要な業務は、手続きができない場合があります。内容によっては再度来庁が必要な場合もあるため、詳しくは平日に電話などで問い合わせてください。

開設する窓口業務（次の業務以外は、市役所閉庁のため行っていません）

	主な取り扱い業務	問い合わせ
住所異動など	<ul style="list-style-type: none"> <li>●転入、転出、転居、印鑑登録などの受け付け</li> <li>※海外からの転入は取り扱いできません</li> <li>●住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書などの交付</li> <li>※広域交付の住民票は交付できません</li> <li>●マイナンバーカードの交付（交付場所が本庁指定の人のみ）</li> <li>※交付場所が、佐伯・吉和・大野・宮島支所の人は、来庁予定日の10日前までに各支所に連絡の上、交付場所の変更手続きをしてください</li> <li>※交付時に交付通知書、通知カード、本人確認書類が必要です。詳しくは、交付通知書を確認してください</li> <li>●一般旅券の交付（申請の受け付けはできません）</li> </ul>	市民課 ☎09134 ☎09135

住民異動に関する主な手続き

届け出は原則、本人か世帯主が、本人確認ができるもの（免許証、保険証、マイナンバーカードなど）を持参して手続きしてください。※本人か世帯主以外による届け出は、委任状が必要です

届け出	転入届 廿日市市に 引っ越してきたとき	転出届 他の市区町村へ 引っ越すとき	転居届 廿日市市内で 引っ越しをしたとき	世帯変更届 世帯主や世帯構成が 変わったとき
届け出期間	転入した日から 14日以内	転出の前	転居した日から 14日以内	変更があった日から 14日以内
手続きに 必要なもの (該当するもののみ)	前住所の市区町村が発行した転出証明書、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カード、印鑑	印鑑登録証（市民カード）、印鑑 ※海外へ転出する場合はマイナンバーカード、通知カードも必要	在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カード、印鑑	印鑑

※転入届は前住所地で事前に手続きが必要です  
 ※戸籍に関する届け出、埋火葬許可・火葬場使用許可の業務は時間外窓口（防災センター）で受け付けます  
 ※住所変更前に戸籍の届け出をした人は、受理証明書などが必要な場合があります  
 ※印鑑はゴム製不可

多文化共生の扉

問い合わせ  
協働推進課 ☎0201

フィリピンの卒業式

フィリピンの卒業式は3月に行われます。フィリピンの学制は、幼稚園1年、小学校6年、高校6年となっており、日本の中学校にあたる部分がありません。卒業式は、小学校と高校の段階で行われ、日本の中学3年生にあたる学年は、卒業証書の代わりに修了証明書を受け取る「昇格式」に参加します。

卒業式はとても厳かで、張り詰めた会場の空気は、卒業の重みを実感させます。小学校や高校の卒業生の服装は、女子は白のドレス、男子は黒のスボンとポロシャツです。幼稚園の女児は好きな色のドレスを作るなど、工夫をしています。大学生は黒いマントに四角形のつばが付いた帽子をかぶりますが、自分の学校の色で作られたガウンや、フォーマルな服装、パーティー用の服装の人もいます。卒業式は、保護者と卒業生の2列行進が始まります。行進は二手に分かれ、それ

外国語で相談対応ができる「多文化共生相談員」を配置しています。  
 とき すべて9:00～16:00  
 ●中国語 火・木曜日 陳琳(ちん・りん) 相談員  
 ●タガログ語・英語 水・金曜日 竹下理恵相談員  
 ところ 市民活動センター  
 内容 生活情報の提供、市役所や学校、保育園での手続きなどの相談や通訳。

それぞれ位置に着きます。国歌斉唱や礼拝堂挨拶の後、著名人や地元の成功者などの話へ続きます。卒業生が起立し、校長の挨拶、政府機関の代表者による閉会宣言で式を閉じた後、卒業生は卒業証書を授与されます。式では、6年生と12年生の成績上位3人の生徒が保護者と登壇し、校長から保護者に金、銀、銅のメダルが手渡され、保護者が生徒本人にメダルを掛けます。卒業式は生徒や学生にとって、人生で最高の宝です。卒業生は、学校で学び、経験したこと、教員や保護者などへの感謝の気持ちを抱き、社会人としての自覚、責任を持つようになります。卒業式は、人間を一回り大きく成長させ、生徒たちは学問の大切さを実感することでしょう。

【多文化共生相談員】竹下理恵さん

幸せの種を

世界へ



皆さんは、「世界人権宣言」を知っていますか。世界人権宣言は、平成30年12月で採択70周年を迎えました。私たちは、人と人との関わりの中、平和に過ごしています。それは、普段の生活の中でお互いを信頼して生きていくからだと思います。普通にあり

70周年の節目に

さつを返す。この何気ない生活の中、の行為そのものに、幸せがあるわけです。こんな風に考えると、私たちの周りにはもともとたくさん幸せの種があります。皆さんは、どのような種を見つけているのでしょうか。そして、その種を育み、周りの人に、そして、次代に伝えることができた

ら大変すばらしいことだと思いませんか。あなたの伝える幸せの種は、芽を出し、降り注ぐ雨や日の光の中、花を咲かせ、実を結び、世界に広がっていくと思います。

一人権啓発シリーズ

しあわせに生きたい

No.30

編集・発行 人権・男女共同推進課 ☎09136・☎1059 平成31年3月発行